

厚真町復興まちづくり計画策定委託業務仕様書

- 1 委託業務名
厚真町復興まちづくり計画策定委託業務
- 2 業務の期間
契約締結日の翌日より 2020年3月19日まで
- 3 策定する計画名称
厚真町復旧・復興計画

4 業務の目的

厚真町復旧・復興計画（以下「本計画」という。）は平成30年北海道胆振東部地震（以下「胆振東部地震」という。）に被災した厚真町（以下「町」という。）の生活基盤の早期復旧に向けた取組を示すとともに住民一人ひとりが思い描く復興後の‘あつま’について、実現までのビジョンや事業計画、行程などをとりまとめたマスタープランとして策定する。策定期間は2019年～2020年の2年間とするが、その間に3期に分けて計画を策定する。本委託業務はその第1期分および第2期分の計画策定業務となる。

【復旧・復興計画本編】

本計画は「厚真町第4次総合計画（2016年～2025年）」を基本とし、胆振東部地震により顕著となった新たな課題に対して解決の方向性を示すとともに、更なる地域の発展に向けた計画として策定する。本計画の計画期間は2019年～2025年の7年間とする。

【地域再生計画編】

地域再生計画は、被害が特に大きな6集落程度について、住宅再建の選択肢（現地再建、集落内移転、集落外への移転）や、集落の環境整備、避難場所の確保、農地の活用等の土地利用計画について、集落と町で協議合意し策定するものである。ついては、地域の集落ごとの懇談会で復興ニーズを確認するとともに、集落の将来像を見据え、復興まちづくりの内容を吟味し、必要な事業手法を検討することとする。

5 業務の内容

(1) 復旧・復興計画策定に係る調査・検討

①被災状況の調査

胆振東部地震の概要および町の被害概況、発災後の対応状況について、下記の項目について調査する。

- ・地震発生の概要、および胆振東部の被害の概要
- ・町の山腹崩壊、人家および公共施設、農地、農業施設、林道等の被害概況
- ・避難指示、避難所開設、り災証明、生活支援等の対応状況
- ・建設型、借り上げ型、トレーラーハウス型仮設住宅の入居状況等の経過

②被害状況の整理

下記の項目を参考に、町北部、中部、南部の被災状況を地図化し、被害状況の「見える化」を図る。

- ・山腹崩壊、土砂崩れ（国、北海道より）等の状況
- ・住宅被害（り災証明より 全壊・大規模半壊、半壊、一部損壊）、宅地被害
- ・農業・林道被害（農地被害、農水路、農林道被害等の個所数、面積等）
- ・商業施設・福祉施設の被害
- ・公共施設（道路、公園、集会施設、水道等）の被害 等

③インフラ・公共施設等の復旧見込みと生活再建支援事業等の取組状況

整理し、下記の項目を参考に、国および北海道の対応状況を整理する。

- ・国土交通省北海道開発局、北海道の復旧作業の状況および今後の工程
- ・生活再建支援制度の実施状況調査
- ・厚真町災害ボランティアセンターの活動状況調査

④住民意向の把握

下記の項目を参考に、町全体の住民意向の把握をおこなう。

- ・町民アンケートの実施（全数調査 約 2,150 世帯）
- ・自由参加形式のワークショップの開催（2 回程度）

⑤復興理念の検討

住民意向や被害状況調査に基づき、復興理念（案）の検討をおこなう。

⑥課題整理

下記の項目を参考に、復旧・復興の実現に向けた課題整理をおこなう。

- ・住まい・生活の早期再建

- ・産業の再生
- ・将来へのまちづくり

⑦復旧・復興計画（案）の作成

- ・前項までの調査・検討をもとに復旧・復興計画（案）の作成
- ・配布用の計画概要版（A3両面サイズ程度）（案）の作成

(2) 地域再生計画作成に係る調査・検討

①被害が甚大な地域（6地域程度）の被災状況の整理

- ・被害状況について地区別に地図化
- ・過去の災害発生状況調査と将来の災害危険性についての情報整理

②地域住民の意向調査

- ・懇談会等の開催（各地区3回程度）、議事録の作成
- ・地域としての意向把握、個々の住宅再建意向の把握

③各地域別の方向性と目標の整理

- ・①②の情報をもとに各地域別の課題および今後の方向性について概略の作成
- ・地域住民との合意形成に向けた懇談会等の開催（各地区2回程度）

④住環境整備手法の検討

- ・防災集団移転や小規模住宅地区改良事業等の住環境整備事業の実施について、住民意向、地域の方向性および事業の採択要件を勘案し、実施の可否の判断材料を整理

⑤地域再生計画（案）の作成

- ・①～④をもとに地域再生計画（案）の作成
- ・住環境整備事業実施の場合は各事業の行程および概算事業費の算出

(3) 職員・町民参画手法の実施支援

①庁舎内会議の開催支援

- ・厚真町胆振東部地震復旧・復興推進本部会議及び庁舎内プロジェクト会議等における会議資料の作成及び会議への出席（適宜）、会議録等の作成

②厚真町まちづくり委員会の開催支援

- ・本計画策定に係る諮問機関である厚真町まちづくり委員会における会議資料の作成及び委員会への出席（3回程度）、会議録等の作成

③地域再生検討委員会（仮称）の開催支援

- ・地域再生検討委員会（仮称）における会議資料の作成及び委員会への出席（3回程度）、会議録等の作成

④パブリックコメントの実施支援

- ・合意形成の終了した計画素案について、広く町民の意見の集約を図り、厚真町復旧・復興計画（案）に反映させるためのパブリックコメントの実施支援

(4) その他本計画策定に必要な業務

【打合せ協議】

業務を適正円滑に実施するために、業務全体として打合せや個別の調整協議など、作業進捗に応じて適宜実施するものとする。

また、管理技術者は、適正な業務遂行を図るため、監督員と常に密接な連絡をとり、監督員の指示する様式にて、打合せ記録簿を作成し、相互に確認するものとする。

6 成果品

- ①業務報告書（図面および資料等含む）
2部（紙媒体・電子媒体）
- ②中間報告書（印刷用原稿、図面および資料等含む）
※厚真町復旧・復興計画第1期分
2部（紙媒体・電子媒体）
- ③厚真町復旧・復興計画【概要版】
※厚真町復旧・復興計画第1期分
2部（紙媒体・電子媒体）